

会社	会社名	四国電力株式会社		
概要	従業員数	4,705人(2016年3月31日現在)	業種	電気業

## 1. ねらい

従業員が健康で生き活きと仕事に打ち込めるよう業務効率化や時間意識の啓発により労働時間の抑制に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する人事・勤務制度の充実をはかる。

## 2. 施策内容

### ○労働時間の抑制に向けた取組

- ・ノー残業デー（週1回原則水曜日）、定時退社推進強化月間（8月）の推進
- ・時間外勤務を行う場合の基本ルール徹底
- ・タイムマネジメント研修の開催による時間意識の高揚
- ・過去6ヵ月の時間外労働が月40時間を超過する者には、所属長に健康状態の確認を求めるほか、応援体制強化や業務運営体制の見直しなどの職場改善を要請

### ○休暇制度の充実と利用促進

- ・2年で時効消滅した年次有給休暇を、「繰延休暇」として40日を上限に積立を認める。
- ・出産時休暇（男性職員対象）、子の看護休暇、介護休暇を有給で付与
- ・夏季特別休暇（3日）の完全取得の徹底
- ・年次有給休暇の取得日数について、事業所単位で目標を設定

### ○労使検討会の開催

- ・年2回、労働時間に関する労使検討会を開催し、時間外労働や休暇等に関する課題の認識共有や改善に向けた意見交換を実施

### ○ワーク・ライフ・バランスの充実

- ・育児や介護のための休暇、休職、短時間勤務制度等について法定以上の内容で整備

【育児】	看護休暇（有給、中学就学前までの子を対象）	【介護】	休暇（有給）
	休職（満2才までの子を対象）		休職（3年間を限度に回数制限なし）
	短時間勤務（中学就学前までの子を対象）		短時間勤務（期間制限なし）

- ・業務に応じて勤務時間を1時間単位で前後にスライドする指定勤務制度の導入
- ・単身赴任者を対象としたフレキシブル勤務制度（別居家族元に帰省する場合、休前日の勤務時間を繰上げが可能）の導入
- ・地域限定勤務制度（勤務地を自宅から通勤可能なエリアに限定）の導入

## 3. 取組実績・効果

当社では、男女を問わず、子育て・介護を行う従業員が仕事と家庭の両立を図れるよう、上記施策の実施に加え、育児・介護休職者が休職前後に上司と話し合いの機会を持つ育児・介護面談制度を導入する等、支援の充実を図っている。

こうした取り組みにより、平成27年度に行ったアンケートでは、従業員の約80%が仕事と私生活のバランスに満足している、と回答した。

なお、平成27年5月には、香川労働局より次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として3回目となる認定を受けた。

